

第13回広島大学ホームカミングデー企画 法科大学院講演会 「司法・報道の立場から見た家庭裁判所70年」

清 永 聡

令和元年11月16日(土)に、第13回広島大学ホームカミングデー企画(法科大学院講演会)「司法・報道の立場から見た家庭裁判所70年」として、東千田キャンパスA棟において、NHK解説委員の清永 聡氏を講師に迎え、講演会を開催しました。

本稿は、当日のテープ録音をもとに、その概要を報告するものです。(講演後に引き続き行われたフロアとの質疑応答については、紙幅の関係上、省略させていただきました。)

★秋野成人氏(広島大学大学院法務研究科長)

皆様、こんにちは。広島大学大学院法務研究科の秋野でございます。本日は澄んだ秋晴れの中、広島大学東千田キャンパスのホームカミングデーにお集まりいただきましたことに感謝申し上げます。ホームカミングデーと申しますのは、広大の卒業生や修了生、教職員など縁のある皆様に年に一度母校に帰ってきていただいて旧交を温めることを目的とします。本日ご講演をいただくこととなっております清永様も広大のOBですので、この開催の趣旨に合致いたします。清永様にはご多忙の中ご来校を賜りましたことに感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

ホームカミングデーのもう一つの趣旨ですけれども、地域の皆様に広大に対する理解を深めていただいて、できますれば、カープと同じように、熱烈なファンになっていただくということを目指しております。

広大の現状について、少し説明させていただきたいと思います。広大は、SPLENDOR PLAN 2017という長期プランを実現するために、今、いろいろな改革を行っております。その一つに、大学院の再編というのがあります。これまで11の研究科がありましたけれども、この11研究科を四つの研究科として統合して再編するという構想のもとに、2019年4月から、統合生命科学研究科と医系科学研究科が先行し、さらに来年の2020年度からは先進理工系科学研究科と人間社会科学研究科が新設されます。文系は教育学、文学、それから社会科学、法務など、そのかなり広い領域のものが人間社会科学研究科という一つの研究科になります。さらに、もう一つの最先端の科学研究を行う新研究科の設置について、今、検討している最中でございます。法務研究科は、人間社会科学研究科の四つの専攻のうちの一つ、実務法学専攻に組織替えします。この大学院の再編というの、先ほど申し上げたSPLENDOR PLAN 2017に基づくものです。その中で、広大のミッションに、「新しい平和科学の理念」、すなわち、『「持続可能な発展を導く科学」を確立し、多様性を育む自由で平和な国際社会の実現』、それが理念だとうたっております。このミッションに基づいて、平和を希求し、チャレンジする精神を有する人材を輩出する、そういう教育、研究を展開していく、そのための改革を行っているところです。この再編による教育は、一言でいえば、「融合によるイノベーションの創造」を目指しています。現在、資本主義とか民主主義とか、これまでの社会システムの基本的な理解とされたものでは、実際に今、生じている多くの課題に対応できていない、限界に達しているのではないかと言われているところです。それを、様々な学問領域における知とメソッドを融合させることで、時代の閉塞状況を打ち破るイノベーションを生み出そうと考えています。理系は新たな科学技術など、文系は社会を方向付け道筋を具

体に示す実践的な教養，言い換えると智慧を獲得する，そういう方法を創出することが求められていると思います。法務研究科は実務法学専攻に移行しましても，法科大学院として，裁判官・検察官・弁護士，この法曹三者を育てて大小様々な紛争を法に基づき解決し，この一つ一つの解決が平和な社会を構築する一步一步とすることができる，そういう実践的な教養，智慧を持った人材を育てること，その点については再編しても変わらないと考えています。世界平和の原点であるここ広島における法科大学院として，変わらず果たすべきミッションだと考えています。

法務研究科は，2017年度から神戸大学法科大学院の支援を受けつつ，抜本的な教育改革を行っております。2019年は改革の3年目ということになりましたけれども，その2019年司法試験の単年度の合格率では，法学の既修者，未修者，それから全体，いずれにおいても全国平均を超えるということが達成できました。なお，更なる向上を目指して，教育の改善，質の向上を図り，多様な方々に法曹への道を示し，法曹となっただけのように努めて参ろうと考えております。

本日は，この法曹三者が活躍する場所である裁判所，特に家庭裁判所について，清永様の深いご見識に基づくご講演をいただきます。この講演が皆様に実りの多きものとなるよう願っております。これをもってご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

★進行（東千田地区支援室長）

ありがとうございます。それでは，清永様についてご紹介させていただきます。

清永様は1970年生まれで，1993年に広島大学文学部文学科ドイツ語学ドイツ文学専攻を卒業されました。卒業後は，NHK報道局社会部記者として気象庁や司法クラブなどを担当され，その後は，大分放送局デスク，司法クラブキャップ，社会部副部長を歴任されました。現在はNHK解説委員とし

て、主に司法と災害分野のニュース解説を担当されておられます。

著書に、NHKスペシャルの終戦ドラマにもなりました『気骨の判決—東條英機と闘った裁判官—』や、第6回守屋賞を受賞した『家庭裁判所物語』等がございます。

それでは講演に入りたいと思います。清永様、よろしく願いいたします。

★清永聡氏（NHK解説委員）

清永です。どうぞよろしく願いいたします。

私は法学部卒業ではありません。かつての千田キャンパスでは法学部の隣にあった文学部の卒業です。加えてテレビの人間ですので、あまり難しい話はできません。ただ、今日の催しには学生の方もたくさん来られています。できれば、若い人達にわかりやすく家庭裁判所の歴史を伝えようと思ってやってきました。

1 廣大時代

まずは私の話からさせていただきます。ご紹介いただきましたとおり、NHKでは解説委員で主に司法を担当しております。記者として社会部に長く所属し、東京の司法クラブで東京地裁、東京高裁、そして最高裁を順番に担当しました。その後管理職になって再び司法クラブのキャップや遊軍で司法や憲法担当の副部長をしてきました。

この間、刑事裁判ですと麻原彰晃、本名松本智津夫元死刑囚をはじめとする一連のオウム裁判や裁判員裁判、宮崎勤元死刑囚の最高裁判決、そして「一票の格差」や夫婦別姓をめぐる大法廷判決など、この20年ほどの間にありました多くの裁判の報道に携わってきました。

今も大きな裁判の時や、憲法の問題などを担当して解説をしています。またその合間を見て、もう10年以上になりますが、「司法と戦争」をテーマに取材をして、ノンフィクションを書くことを続けてきました。

9年くらい前になるのですが、大学の先生と一緒に書いた研究書の1冊は、広島市の出版社の「溪水社」から出ささせていただきました。溪水社さんは、文学部の教科書もたくさん作っておられます。学生時代に自分が学んだ本の出版社から自著を出すことができうれしかったことを覚えています。

入学は昭和63年で文学部ではドイツ語が専攻でした。文学部は当時、専攻に分かれて入試が行われていました。独語独文専攻はだいたい毎年10人ちょっとが合格します。とても小さな研究室で、女性が大半でした。1年生の時からドイツ語漬けのような毎日でした。

本日話をしている東千田キャンパスに理学部1号館の建物が今も残っています。その少し南側に法学部と文学部の建物があって、独語独文研究室もここに入っていました。

そのさらに南に今、高いマンション建っていますね。私も今日、びっくりしましたが、そこに古い木造校舎がありました。それが文学部の授業を行う教室だったんです。

私の実家は福岡にあるのですが、生まれてすぐ父親の仕事の都合で広島に移ってきて、小学校まで広島でした。そういうこともあって広大を目指したのですが、受けようと思ったのは結構単純で、子供のときに見た理学部1号館の赤レンガが恰好良かったのです。それで、何となく広大に入りたいなと思って入りました。

そしてお世辞抜きに、今も人生で一番楽しかったのは広大時代だと思っています。もう1回人生やり直せたら広大の学生時代に戻りたいと、今でも思っています。このかけがえのない環境で一生の友達がたくさんできましたし、広島という街で戦争や平和について考えながら学生生活をおくることができたのは、本当に今でも良かったなと思っています。

さて、学生時代は体育会のアメリカンフットボール部に所属しておりました。

た。今年、我が広大「ラクーンズ」は、4年ぶりに中四国を制覇しました。現在も、多くの学生たちが努力しています。ぜひ、これからもアメリカンフットボール部を応援していただきたいと思います。

私が在学中アメフト部は東雲キャンパスが練習場でした。東雲キャンパスは私より先輩の方をご存じだと思いますが、学校教育学部が広島市南区の東雲にあって、そこにアメフト部のグラウンドがありました。もう今はそこもマンション建ったりしているそうです。だから、私は千田キャンパスなんですけれど、千田にはろくに来ず、下宿先から東雲に自転車で通うという、そういう毎日を送っていました。クラスは女性ばかりで何となく気詰まりだったのですが、東雲に行くと医学部から工学部まで、学部の枠を超えて気のいい仲間たちがいたわけです。そうするとそちらの方が楽しいし、自然に足が向くことになります。大学4年の時には、頭を丸坊主にして部活動に集中していました。

その結果、大学が好きで好きで結局5年間も大学にいて、それから平成5年にNHKに入ったわけです。

2 家庭裁判所ができる前の社会は

前置きが長くなりました。では、本日のテーマである家庭裁判所の話に入ります。

今年で家庭裁判所が出来て70周年です。私は、去年、家庭裁判所の歴史をまとめた『家庭裁判所物語』（日本評論社）という本を書きました。

書いたのには幾つか思いがあってのことなのですが、一つはやはり「戦争と司法」というテーマに関わることでした。

戦時中から比較的リベラルな発言をしたり、進歩的な考えを持ったりしていた裁判官たちが、磁石のように家庭裁判所へ集まってきていることに気づいたのです。それは、戦争への反省とまで言えるのかどうかは分かりませんが、戦後の司法の理想を家裁に見いだした裁判官や職員たちがいたというこ

とでしょう。また、後にはそれは「集められる」という別の意味を持つようになります。

大体3年くらい取材にかかりました。平日は仕事をしていますので、土日や早出勤務の午後などを取材にあてました。当時の関係者やご遺族など約40人の方から証言を集めました。

しかしながら私テレビ屋なので、取材をすると、取材相手に「何かブツないですか」、「写真はないですか」って聞くのが癖になっています。それで、取材をしている過程で「家裁お宝グッズ」がいっぱい集まりました。しかし、それを本の中では見せる機会がなかったので、今回のスライドで紹介します。遺族の方からお借りした当時の写真や家庭裁判所内部の画像、そして国立公文書館で見つけた広島の戦災孤児の資料などを、一緒に見てください。

まずは、家裁が出来る前の状況から話さないといけません。

戦争で両親を失った子供は当時全国で12万人もいました。ところが、この12万人という数はかなり不十分な調査でいわゆる「戦災孤児」はもっと多いと言われております。12万人のうち、身寄りが無い子供たちは、浮浪児になってしまいます。ところが、戦後すぐの日本政府には、孤児の収容先がほとんどありません。このスライドに1万5000人と書いてありますが、これは政府が後で出てくる資料で作った孤児収容施設の計画段階での定員数です。計画段階でもこれだけしかないんですね。

というわけで、VTRです。2本見てもらいましょう。これはNHKが公開しているホームページで誰でも見る事ができるものです。

1本目は、昭和21年に浮浪児がいっぱい出てきたときの話を日本ニュースにしたものです。

映像：「浮浪児をどうする」(戦争証言アーカイブス、日本ニュース1946年7月4日)

https://www2.nhk.or.jp/archives/shogenarchives/jpnews/movie.cgi?das_id=D0001310025_00000&seg_number=007

映像に出てきた場所は上野です。東京都によるいわゆる「浮浪児狩り」の様子ですね。これが昭和21年です。

続いて昭和24年の映像を見てください。昭和24年というのは家庭裁判所が1月1日にスタートしています。つまり家裁ができた時点での孤児の状況です。もう3年経っているのに、孤児はいなくなったと思っている人もいるかもしれません。ところが状況はむしろ悪化しています。先ほど言いました浮浪児狩りを受けた子供たちがどこに行ったかがよく分かります。

映像：「保護少年集団脱走」（NHK名作選みのがしなつかし、日本ニュース1949年2月）

https://www2.nhk.or.jp/archives/tv60bin/detail/index.cgi?das_id=D0009182509_00000

お気付きかと思うのですが、この子供たちは何か取り立てて悪質な犯罪をしたわけではないのです。物を盗んだり食べ物を取ったりした程度が大半です。しかし、ほとんど一つの部屋に10人前後も入っているという極めて劣悪な状況に置かれていたわけです。だから、こういうふうな集団脱走みたいなことが起きたんですね。

ちなみに家庭裁判所が出来る前の制度ってどうなっていたかということも、短く紹介します。

少年審判所という組織が戦前からありました。

これは、詳しい先生もいると思います。旧少年法は大正11年にできています。制度としてはとても古いものです。ところが、少年審判所は裁判所では

なく行政機関でした。少年審判だけではなく、保護も担当していました。今でいう保護観察所としての役割も持っていました。

そして一番の問題は、少年審判所が最初、東京と大阪しかなかったということです。つまり、旧少年法はスタート時点で、京阪神と東京、横浜だけが対象という極めて不十分な法律だったんです。当然ながら最初広島は旧少年法の対象外でした。

では、それまで子供は悪いことしたらどうなるのでしょうか。回想が残っています。「放置するか、大人と同じように起訴するか」だったということです。ひどいですね。

それから、家事審判所というところもありました。

役割としては今の家裁の家事部に近いと言えます。これは昭和23年に全国にできます。しかし、いずれも裁判所の支部という扱いで、多くは地裁の一室を間借りしていました。独自の建物は一箇所もありません。東京ですら、東京弁護士会の講堂を借りていたそうです。そこに2万5000件もの相談が一般の人達から殺到するわけです。

どんな相談が来たのか。

まず、日本は戦争に負けて、外地からの引き上げが次々と上陸してきます。その数はおよそ600万人、今の北海道より多い数が外地から引き上げてくるのです。その中には戸籍を失った人がたくさんいます。それから、ご主人が亡くなった人や生死不明の人がたくさんいる。

そこにきて、新憲法が施行されます。つまり相続や離婚とか行方不明による危難失踪、就籍、養子縁組がどっと来た。当時の東京家事審判所の幹部の回想で「これではとても対応ができない」という言葉が残っています。

3 広島 of 戦災孤児と対応は

さて、では戦災孤児の状況について、広島はどうだったのでしょうか。

今回、少し調べてきました。国立公文書館に、戦災孤児についてまとめた

ファイルがあったので、これを先週、土曜日に行って開示して読んできました。

先ほど言いましたが、政府は全国に孤児の収容施設を作るという計画を立てています。こういう一覧がありました。走り書きですけど、ここに「広島」という文字がありますね。収容予定人員は500人と書かれています。

一応、広島にも国による孤児の施設を建設する計画はあったのだということが分かります。では、広島の戦災孤児ってどのぐらいだったのでしょうか。

さらに資料をめくってみると、当時の厚生省調査というのがあって、東京が5,800人。これに対して、広島はそれを超える5,975人です。全国最多です。

しかもこの広島の調査は一覧表を見ると、多くが浮浪児と想定される分類（「保護者なくして独立で生活を営む者」）が空欄です。ほかの都道府県にはこの欄にも実数が書かれていましたから、おそらく調査そのものができていないのだということが推測できます。

大多数は、やはり原爆孤児だったのでしょうか。資料にもそんなふうには書いてあるんです。そこに、国の収容想定が500人とさっき書いていましたね。それでも、おそらくまったく足りないわけですが、では、実際はどうか。

さらに後ろのページを見ると、実際施設はどうなったのかがある程度分かります。こういう資料がありました。昭和22年現在の収容状況というページ。施設の数は一箇所です。広島県佐伯区五日市町、それから似島です、この2箇所です。収容児童数264人だそうです。計画の半分しかいないんです。

この2箇所、一つは「広島戦災児育成所」もう一つは「似島学園」です。これは私の専門ではありませんので、おそらく私よりもはるかに詳しい方もいると思います。民間の施設です、二つとも。国の施設じゃないんですよ。民間の方が私財を投げ打って設立しています。結局国がこの二つの施設に補助金を出すということで対応する、ということにしたわけですね。

このように公文書を辿っていくと、広島の孤児を巡る貴重な経過を知るこ

ともできます。私はこれ以上手が回らないのですが、本当でしたらこれだけでも、論文やノンフィクションを書く端緒になるところです。

4 家裁を作った二人の裁判官

ここまでの話は、広島を例として見てきましたが、全国でも同じような状態でした。つまり孤児を収容する施設がありません。特に年長の孤児、つまり12歳くらいより上の子供たちというのが、なかなか入れなかったそうです。

この子供たちをどうするか、ということ考えた裁判官がいました。

宇田川潤四郎さん、それから、内藤頼博さん。名前の読み方は「よりひろ」ですが、裁判所では「ライハクさん」と呼ばれておりました。この二人が家庭裁判所を作る上で中心的な役割を果たした人です。私の本では宇田川さんを主人公、内藤さんを準主人公のようにして紹介しています。

宇田川さんは、初代最高裁家庭局長。昭和24年に家庭局長をしておられます。特技はアジ演説。回想とか元部下だった人に話を聞くと、とにかくもうアジ演説で人を惹きつける。その一方で、苦手が法律議論。法律議論が始まると居眠りをする癖があったと。

こういう人いますよね、人をオルガナイズするのがものすごく上手で、だけど細かい話になるともう寝てしまうと。そういう人だったようです。宇田川さんは、戦前は主に関西で裁判官をしていましたが、満州の司法官僚となります。戦後、家族とともに着の身着のまま帰ってきます。そして、京都の少年審判所長になります。

そうすると京都にもたくさん孤児がいます。どうしようこの人は考えます。そして「そうだ、学生に孤児の支援をさせよう」と思いつきます。

京都は学校がたくさんある。そこで彼は大学を回って、得意のアジ演説をぶちます。それで作ったのがBBSという組織でした。

BBSはご存知の方もおられると思います、「Big Brothers and Sisters Movement」。今も全国にある、若い人たちが少年などの支援を行うボランティ

ア組織ですね。大学のサークル活動とも一緒になっています。広島大学にもあるのではないのでしょうか。実はこのBBSを全国で最初に作ったのも宇田川さんですね。だからこの人、家庭裁判所を作ったのと同時にBBSも作った人でもあるわけです。

学生を集めてきましたが、とにかくお金が必要です。

そこで宇田川さん、京都の南座に次から次に芸能人を呼んできて、チャリティ公演をやって、大金を集めました。息子の潔さんの直話によれば、集まったお金は総額で50万円に上ったということです。その50万円をBBSの学生に配って、これで保護観察しろって命じたということです。裁判官としてはずいぶんと型破りであることが分かると思います。

もう一人の内藤頼博さん。写真を見ますと、イケメンでどことなく高貴な印象です。

それもそのはず、この方は旧信州高遠藩主十四代当主です。今「桜を見る会」が話題ですね、「桜を見る会」の会場は新宿御苑です。この新宿御苑、江戸時代までは内藤家の敷地だったんです。明治に入って内藤家が新宿御苑を国に戻したため、公園として整備されました。こういうふうによ由来を考えるとですね、新宿御苑を我が物のように使うことそのものが、果たしてどうなのかと感じますね。

ちなみに新宿のことを「内藤新宿」と呼びます。その「内藤」は内藤さんの「内藤」です。裁判官なのに「子爵」で爵位を持っていました。ついたあだ名が「殿様判事」。

戦前の資料から20代の写真を見つけました。超イケメンです。私、94歳のこの人の部下だった女性の職員の人に取材で話を聞く機会がありました。「内藤頼博さんってどんな方でした？」と聞いたんです。そうしたら、94歳の人が「きゃー、すてき！」と。「エレベーターと一緒にになると、もうめろめろ」だったと。イケメンで頭が良くて優しく芸能界などに多くの知り合

いがいと、そういう人だったそうですね。

この人が宇田川と一緒に家裁の理念を作ったわけです。で、最高裁発足時に内藤頼博は初代秘書課長を務めています。

この内藤と家庭裁判所のつながりは、昭和15年のことでした。

当時司法省の命を受けてニューヨークの家庭裁判所を視察してこいと言われます。それで、彼は昭和15年にニューヨークに行つて家庭裁判所を見ました。そこで、内藤は「これだ!」と思います。

何が「これ」か。記録が残っていました。こちらは戦前から昭和20年代まで発行されていた『法律新報』という司法と法律の専門雑誌です。視察の翌年の誌面に、内藤頼博がアメリカの家庭裁判所を視察した記事が残っていました、「紐育(ニューヨーク)の家庭裁判所を観る～内藤頼博」。内容は、アメリカの家庭裁判所を高く評価するものでした。

でも、よく考えてください。

これは昭和16年の『法律新報』の記事ですけど、この年の12月には日米開戦です。この時点でアメリカの制度を褒めるというのは、相当勇気がいったはずですよ。

なぜならばこの前後の『法律新報』などを見ると、もうアメリカに対する敵対意識が強いわけです。さすがにまだ鬼畜米英という言葉は、この時点ではないのですが、そういう中でアメリカの制度を褒めるというのは、この人の見識の高さだろうと思います。ではこの人、アメリカで何が驚きだったのか。

本人が書き残した文章と息子さんが聞いた話から紹介します。

まずは、「裁判所なのに建物が明るくて入りやすいよ」。

戦前の裁判所は、暗くて入りにくいと言われていました。照明も乏しく、文字通り暗い建物でした。ところがアメリカの家庭裁判所は、建物が明るくて入りやすい。

「裁判所なのにお医者さんがいる・・・」。

これ分かりますでしょうか。彼は家庭裁判所にある医務室を見たんですね。

「裁判所なのに職業相談をしているよ・・・」。

こちらは職業適性検査のことです。

「裁判所なのに女性が働いてるよ・・・」。「裁判所なのに訪れてくる人に丁寧だよ・・・」。

このあたりは解説不要ですね。

そこで、内藤さんはこう思ったそうです。

「これこそが、あるべき司法の姿だ！」と。

5 家裁の始まり

さあ、昭和24年1月1日、実際に家庭裁判所がスタートします。スタートした一番のきっかけは、GHQの指導というか命令です。

少年審判所と家事審判所という二つを一緒にした裁判所を作れと言われてます。当時の国会でのやりとりなどを読むと、理由は二つありました。

一つは、少年審判所が行政機関だったことです。でも、憲法上、行政機関が司法手続きをすることはできないため、裁判所にする必要がありました。それから、もう一つは憲法に基づいて女性の権利擁護の充実が必要になった。しかし、先ほど説明しましたとおり家事審判所では、その役割が十分に果たすことができない。一方でこの時期に二つの裁判所を全国に新設するのは無理がある。ということで家庭裁判所ができることになりました。

法務省（当時は法務庁）は、それに抵抗します。抵抗した理由は、少年事件の先議権でした。これは大事なので少しだけ補足をさせていただきます。今、少年事件が起きると基本的には全部、家庭裁判所に行きます。これを「家庭裁判所先議」とも言います。

だけど、戦前の少年は、少年法は、まず検察に行って、検察から少年審判所に行った。つまり「検察官先議」でした。法務庁の抵抗は検察の手を離れて、

全部裁判所に持って行かれることに対して抵抗したんです。これは、後から再び出てきます。

ちなみに、もう一つ大事なことがあります。戦前の少年法は対象が18歳未満でした。これが、新少年法になったときに20歳に引き上げられました。20歳に引き上げたのは誰か。法務庁です。つまり新少年法による年齢引き上げは、外部からの要望だったわけでも何でもありません。法務庁自らの発案だったということです。

さて、家庭裁判所は最初に何をやったのでしょうか。

まず、調査官制度が作られました。調査官を確保するため、派手な宣伝を新聞に出して「高級官吏を求む!」と、調査官を募集したそうです。

その結果、集まってきたのは、大学の先生、銀行の支店長とか、企業の課長とか、そういう非常にユニークな経歴の人たちでした。加えて、宇田川さんは、満州から引き揚げてきた人を積極的に採用したそうです。

当時、満州には、日本のエリート層や指導者層が行っていたわけだけど、国がなくなってしまったから、実はその優秀な大量の人材が職を失った時代でもありました。そうした人達の中には、調査官という仕事に新たな可能性を見出した人も多かったのだと思われます。

彼らは最初、戦災孤児の救済で全力をあげました。調査官って、最初は少年部しかいなかったそうです。昭和26年から家事部にも置かれるようになります。

こんなふうには、外部の人がどっと入ってきたので、家庭裁判所には少し独特な空気ができます。これは、社会の多様な経歴を持つ人たちがたくさん集まってきたので、地裁や高裁にはない新たな風を持ち込んできました。これが初期の家庭裁判所の様子だったそうです。

先ほどからの私の説明で少し疑問に思うかもしれません。

戦災孤児は、小さい子は児童相談所に行くんじゃないの？と思うじゃないですか。そのとおり。当時もそのとおりなんですけど、警察はですね、明らかに小さい子以外は、どんどん家庭裁判所に送ってきたそうです。「新しくできた家裁ならなんとかしてくれるはず」と、思ったらしいですね。そして、警察は年齢を一人ずつ聞かないので、家庭裁判所が孤児でいっぱいになります。

それで、当然、家裁は年齢を一人ずつ調査して、14歳より下の子は、児童相談所へ送り直す。そうでない子は、肉親がどこにいるのか、調査官たちが手分けをし、各地の役場に問い合わせをします。まずは肉親を懸命に探したそうです。それから収容施設を探しますけれども、ないのですね。この辺りは複数の回想で、みんな同じようなことを言っています。

では、どうしたか。一つはですね。しばらく自宅に孤児を連れて帰った調査官の方がいたそうです。

これは、本当は良くないことなので、表の統計には残っていないのですが、取材をすると、こういう話が出るのですね。「私が入ったときの先輩で、自宅に戦災孤児を引き取っていた人がいた」という証言は、今回OBを取材していても複数出てきました。おそらく、施設がないからと保護した孤児を街中に放り出すことは、どうしてもできなかったのでしょう。

もう一つは、普通の商店や工場に「補導委託」、預かってもらうという方法です。

そうすると裁判所から委託費が、多少お金が出るわけです。そのままそこで働かせると、だんだん職場に馴染んでいきます。丁稚奉公あるいは、工場で働き手になると。そうしたら、そのまま就職させて「不処分」の決定を出すわけです。

こんなふうにして孤児を社会に受け入れてもらうことを、当時の家庭裁判所はやっていたのですね。

それから大宣伝活動を繰り返します。

これは、できたときの家庭裁判所のポスターで、モデルが水谷八重子さん。私は知らないのですけれども、今の水谷八重子さんではなく、先代の水谷八重子さんですね。このポスターを撮影したのも、内藤頼博さんだそうです。内藤さんが楽屋に行って「モデルになって」と頼みに行ったということでした。

一方で宇田川潤四郎は村岡花子、NHKの朝の連続ドラマ『花子とアン』の花子さんですが、当時、NHKのラジオの番組を持っていたので、そこに出演して家裁の宣伝を行っています。

それから、全国の裁判官に「外に出ろ」と命令します。反対に「外部の人にはどんどん裁判所に来てもらえ」と言った。

実際に最高裁家庭局にもいろいろな人が来ます。どういう人かという、例えば団藤重光さん、松尾浩也さんといった戦後の日本を代表する刑事法学者の方々が、最高裁家庭局や東京家庭裁判所に度々姿を見せるようになった。交流を図るようになったのですね。

また、家事部についてもすでに述べたように、外地からの引き揚げ者や夫が出征してそのまま生死不明という人が少なくありません。危難失踪(当時は3年が必要でした)、養子縁組、相続、離縁など、家庭裁判所発足時は言うなれば戦争で様々な被害を受けた方々のサポートが主な役割だったのです。

それから家庭裁判所には民間の団体や、少年院や保護観察所など執行機関の人達も出入りするようになります。こうした人達と後には共同で「ケース研究」の座談会も行っています。こうした家裁を取り巻く人達は、言うなれば家裁の応援団となって、後に少年法改正議論の際には、大きな力になります。家庭裁判所は、関係機関など多くの人が出入りする、大変賑やかな裁判所になっていったのです。

宇田川も外に出ます。この時期の宇田川潤四郎がどんなことをしていたのか探していたら、偶然見つけました。

昭和25年の『主婦の友』。当時の著名な雑誌で、今もありますけどね。何をやっていたかという。タイトルがあります。

「悲劇を孕む女の恋愛 平林たい子先生と宇田川潤四郎先生を囲んで 恋愛当事者の匿名打ち上げ座談会 妻子ある男との恋愛・人妻の恋愛・子供のある未亡人の恋愛をどう解決したら良いか？」（『主婦の友』昭和25年12月号）

こんなものにまで最高裁の家庭局長が駆り出されています。ちなみに宇田川さんは、出席した相談者の人に、ほとんど取り囲まれるようにして質問攻めにあっています。

6 初期の家庭裁判所が目指したものとは

それから、他にも初期の家裁の取り組みをまとめました。

売店の設置。今、広島家裁に売店はありますか。戦前の裁判所には、売店なんかなかったのですね。東京家裁に売店が置かれたのはまた面白い経緯がありますが、それは今回省略します。

それから、百貨店などで相談会を開いたのです。さらに医務室制度を設けます。これは先ほど紹介した内藤頼博がアメリカで見て感激したという制度です。

そして「事件記録の横書き」。これはちょっと分かりにくいでしょう。ただ、ベテランの方はご存じと思いますが、裁判所の記録は、長い間ずっと縦書きでした。「別に、縦書きを横書きにするくらいいいじゃない」と思うのですけれど、これが最も地裁や高裁から抵抗を受けたそうです。つまり「歴史ある裁判所が横書きにするなどけしからん」ということでしょう。

ところがこれは単純にアメリカを真似たということではありません。宇田川の考えというのはちゃんと理由がありました。戦前の裁判所は、こういうふうには、縦書きにして、最後に上を綴じて、事件記録をいわば「大福帳」みたいにしていました。そうではなく、横書きにすればファイルにできるんです。その綴りは少年院や少年鑑別所、執行機関などが来たら貸し出せるようにす

る。そういう合理的な考えでこれを始めているんですね。

もう今は、裁判所の判決文も横書きになった。だから、これは半世紀ほど先取りした制度だったのですね。

それから、「履行確保の導入」というのも少し分かりにくいかと思います。今もこの課題はあるのですが、離婚して養育費を男性が払ってくれないという問題がありますよね。そういうときに調査官が間に入って、そういう約束したものは、払いなさいと。勧告する。あるいは命令するという制度です。これは現在も広く使われる一方、その効果には限界もあるため、現在はより実効性や強制力のある制度が求められるようになっていきます。

ここまで、矢継ぎ早にいろいろ珍しい取組を見てきました。

では、宇田川や内藤頼博が何を目指していたのでしょうか。そのことを短く明確に示した文章がありました。紹介します。大事なので、少し長いけど読めます。

「私は医務室ばかりでなく、例えば夫の虐待から逃れて家庭裁判所に駆け込んだ母子を一時保護する宿泊施設、慰謝料、扶養料などを当事者に代わって受け取り保管する金庫のような施設等々を充実しなければ、理想的な活動を成し遂げることはできないと思う。医師が診断するのに聴診器を使い、投薬したり、注射したり、療養施設に入れるように、家庭の病院ともいべき施設を完備しなければならない。明るく誰でも気軽に出入りできる庁舎が建ち、診断に狂いのない裁判官、熱心な助手、親切な看護婦の役割を果たす職員が充実し、診断と予後に必要な諸器具、諸施設が完備した家庭裁判所の姿を思い浮かべるとき、何とも言えないほのぼのとしたあたたかさ、清らかな明るさを感じるのである」

という文章です。(昭和24年『家庭裁判月報第5号』より一部抜粋)

この文章を書いたのは当時家庭局一課長だった市川四郎です。宇田川も非

常によく似た趣旨の文章を残していますが長かったため、ここでは端的に短くまとまっている市川の記事を引用しました。

いかがですか。現実には、当時の文章で今の私たちができているものできていないものがあるというのが、お分かりいただけるかと思います。例えば、DVで逃げた人の施設は、今、新しくできましたよ。それから、履行確保の仕組みの走りのようなものも記されています。だけど、これを全部本当にやったら、多分、家庭裁判所は裁判所でなくなりますよね。

それでもまだ昭和24年という時代に、当時の家裁の人達はもうこんな高い理想を掲げていたということが、文章からよく分かります。

この高い理想は是非覚えておいていただきたい。

特にこの言葉「家庭の病院」ですよ。家庭裁判所ができたときってというのは、何とは言わず、とにかく全て、家庭の問題は自分たちで引き取るんだという強い思いがありました。だからこそ、関係機関と連携を図り、積極的にいろいろな人が交わるようにするというのを、家庭裁判所の人たちは目指していたのです。

現在はもちろん社会は大きく変化し、物質的にも豊かになりましたけれども、今の家裁の人たちも、こういう理想を忘れないでほしいと私は思います。

7 変わる少年事件

さあ、後半です。昭和30年代くらいのお話をさせていただきたいと思います。時代がだんだん変わって行って、社会が豊かになってくると、今度は少年事件が増えていくようになります。

当時の少年事件の映像を見てもらいましょう。

一つ目は、「小松川高校殺人事件」です。18歳の少年が同級生を殺害し、次々と犯行予告の電話などを掛け、社会を震撼させたという事件が起きました。

映像：「小松川高校殺人事件」（NHK名作選みのがしなつかし、1958年回顧

より)

https://www2.nhk.or.jp/archives/tv60bin/detail/index.cgi?das_id=D0009030025_00000

こういう少年事件が相次いだわけですね。そうすると政治家の間からこうした言葉が出てくるようになります。

「家裁は少年に甘すぎる。少年法は甘やかした」。

「少年法の年齢を18歳に引き下げるべき」。

法務大臣も、少年法の年齢引き下げを法務省に諮問しろと命じます。実際、昭和45年、法制審議会で少年法年齢の引き下げを諮問します。さて、どんな内容が諮問されたか。

少年法の対象は18歳未満。18歳から20歳は「青年層」と言います。「青年層は、検察官先議に」。出てきましたね。またこれ。覚えていますでしょうか。最初に説明した戦前の少年法の制度が、この「検察官先議」だったわけですね。

それから、調査機関は「なし」。つまり調査官は関与させないと。それで、諮問でいきなり要綱を出すというのは、つまり、みんなで考えてくださいっていうのではなくて、いきなり要綱案をつけて「これに沿って議論してほしい」という、そういう内容だったのですね。

ここは実は、今日、来ていただいた方の多くも、お気づきでいらっしゃるかと思います。今の法制審議会で議論している内容です。

今の法制審議会も、少年法の対象年齢を18歳未満に引き下げるべきかどうかというのをやっているわけですね。

8 家裁の人の遺言

実は、この諮問が行われたその同日に東京家庭裁判所が反対の決議文を出します。書いたのは誰か。宇田川潤四郎です。このとき東京家裁の所長に

なっていました。それだけではありません。当時の家庭裁判所にいた主だった人たちが、この起案に加わっています。守屋克彦さん、三淵嘉子さん、糟谷忠男さん、三井明さん。家庭裁判所の裁判官として著名な方々です。宇田川さんは最後の手直し程度だったのではないかと思います。

ここで書かれたことは何か。これも大事なので少し読ませてください。

「そもそも十八、十九歳の少年と言えば、わが国の社会では高校卒業の前後の時期にある子弟であるが、まだ心身の発達の調和を遂げるに至らず、精神は未熟であるのに、遊学あるいは就職によって、初めて社会に独り歩きを始めたところである—」

「最近の少年犯罪は減少の傾向を示している。これはわが国のため誠に喜ばしいことであり、この機会に現行少年保護制度をますます充実発展させることこそが、少年の犯罪を防止し、その健全な育成を図る最善の方策であると我々は確信する—」

「このような少年事件のすう勢にもかかわらず、なにゆえに、さほどまでに問題の多い改正を急ぐ必要があるのか。我々は、その真意を理解することができない」。

[昭和45年『少年法改正問題について』（東京家庭裁判所）]

ここで書かれている内容。今見てもまったく古びていません。

ところが、宇田川はこのときですね、末期癌でした。この意見書を書いた2か月後に亡くなります。亡くなるときこう言い残しています。

「家裁が心配でこのままでは死んでも死にきれない」

亡くなって2か月後にこの引き下げ議論が始まります。ところが、その法政審議会には、宇田川の弟子だった人たちや、団藤重光さんとか松尾浩也さ

んとか、初期家裁と一緒に活動してきた人たちが集まったのです。つまり、その制度ができたときに、開放的な裁判所としてたくさんの人々を呼んできた。当時一緒に家庭裁判所を作ってくれた人々が、再び法制審議会という議論の場に集まってきたわけです。

7年間にわたる議論の結果、引き下げの要綱案は見送られます。

ただ一方で、中間報告に検察官立ち会い、少年審判に検察官も一緒に立ち会うことを認めるような内容が盛り込まれて、日弁連が当時、猛反発して喧嘩別れという形になってしまいます。

というわけで、少年法の引き下げの見送りは実現するんですけども、関係機関が分断する結果となりました。その後、2000年代に少年法っていうのはどんどん、どんどん改正が行われていったというのが、今につながる話です。そして、残った少年法年齢の引き下げというのが、今まさに行われている議論です。

私自身は、賛成や反対を言う立場にはありません。しかし、ここまで見ていただいて分かるように、明らかに、家庭裁判所の役割というのは大きく、引き下げの是非は別として、いわば「家庭裁判所先議」をできる限り維持するとともに、家庭裁判所のこれまで果たしてきた役割というのを重視すべきではないだろうかと思います。

9 震災と家裁

最後に短く、東日本大震災での家庭裁判所の話をさせていただきます。

ご存知のとおり、15,000人が死亡、行方不明者2,000人。住宅12万棟が全壊、津波は内陸6キロまで。これと家庭裁判所がどう関係あるのかと思われるかもしれません。

私は仙台家庭裁判所の当時の所長だった秋武憲一さん、そして当時の調査官だった方などに取材したのですが、まず震災の直後、仙台家庭裁判所は調査官たちが自主的に出勤してきました。

どうしてかという、少年鑑別所の近くまで津波が到達しているのです。調査官たちは、少年たちが大丈夫か自転車で見に行きました。そうすると、津波は大丈夫だったのです。ところが、電気が消えているじゃないですか。加えてひっきりなしに余震が起きます。子供たちはみんな、お母さん、お母さんと揺れるたびに泣き叫んでいたのです。ラジオとか、テレビのニュースとか分からない。何が起きたか分からなかったそうです。

それで、家庭裁判所は収容を中止、少年を民間のボランティアに委託してもらいました。それから「被災者に対して接する際には、こんなことに注意をしましょう」という、職員向けの呼びかけ文を作って対応しています。

ところが、震災後は、やはり東北では、少年事件が急増したそうなんです。

それから、家事部です。仙台家裁は、震災のとき、後見人の安否確認を全員で手分けをして行いました。これには、説明が必要だと思います。成年後見制度というのは聞かれた方も多いと思います。つまり、善悪の判断が十分にできなくなった人に代わって財産を管理するというのが、後見人ですね。では、もし、後見人が津波に巻き込まれて亡くなったらどうなりますか。被後見人は何もできなくなります。というわけで、慌てて後見人の安否確認を手分けして行ったのだそうです。

それから、震災孤児が宮城県だけで120人。つまり、お父さんもお母さんも震災で亡くなった方っていうのが、120人になりました。最初は里親を見付けて、それから未成年後見。それからそのほかに、養子縁組を行う。つまり、こうやって見ると、震災後の家裁の仕事ってものすごく多いのです。

そして、震災による犠牲や関連死に伴う相続、震災後の環境変化などに伴う離婚トラブルも急増しています。これらの需要に対して仙台家裁は、裁判所の支部がない場所に相談所を開設したのです。こういった一連の取り組みは、秋武憲一所長が自ら率先して行っています。秋武さんという人は幸い、東京家裁で家事部のベテラン裁判官でした。加えて本当に偶然ですが、内藤頼博の弟子にあたる高野耕一さんという元裁判官の薫陶を受けていた。この

ため秋武さんは初期家裁の理念のことも知っていたのだそうです。そのため、彼は自ら意識して家庭裁判所の福祉の機能の充実に、ぐっと舵を切ったのです。そして被災者への数々の支援を行ってきたということでした。

ここまで話をすると、多分もう、皆さんお分かりかと思います。

震災時の一連の家裁の対応は、終戦直後に似ていると思いませんか。震災孤児と震災孤児。それから養子縁組、相続、離婚トラブルが急増する。成年後見は高齢化に伴う現代特有の問題ですが、被災した人たちと戦争に巻き込まれた人たちって、似ている部分があると思うんですね。

それは「家庭裁判所物語」にも書いたのですが、非常事態になるほど、弱い人の権利というのが損なわれるためだろうと思うんです。震災の場合だと弱いのは誰かという、分かりますよね。少年、女性とか高齢者です。放っておくと、声が大きくて力が強い人の陰に隠れてしまいます。

そこを救済するのが家庭裁判所の役割だと思います。

10 家裁と「ヒューマニズム」

家庭裁判所は「ヒューマニズムのある裁判所」というふうに言われています。

どういうことかという、家庭裁判所というのは、弱者を守り保護する役割というのが宿命にある。裁判所という、「双方に」、「平等に」とか言いますが、家庭裁判所は、できる限り弱者の味方をしてほしいと思っています。

ちなみに、では「何を守ってきた」のかという、私なりの答えは、「憲法を守ってきた」裁判所であると思っています。そもそも、家裁ができたとき、昭和24年というのは、日本国憲法ができて、男女の平等と。それから裁判手続きは全部、裁判所がやるということも憲法に盛り込まれたのです。そういうことがスタートラインで、憲法を守る仕事をしてきた。

戦後の家庭裁判所では、「司法の冬の時代」というときに、この辺りが、萎

縮したり忘れ去られたりしたと思っています。つまり、「家庭裁判所も司法機関であることを忘れるな」といった教えが広まった時代がありました。もちろん別に忘れる必要はないと私も思うのですが、裁判所は内部統制の極めてきつい組織です。加えて5言えば10従う人たちがあちこちにいるため、当時の上司がそういったことで、関係機関との連携や福祉・教育的機能そのものを否定するような流れが生まれました。

しかし、今はどうでしょうか。これだけ高齢化して、児童虐待などが問題になる中で、そんなことを言っている場合ではないだろうと思います。そもそもそれは、裁判所の人達もすでに気づいているはずですが。自ら殻を作る姿勢で問題は解決しないことは明らかです。時代も社会も違うので、昔にそのまま戻れと言っているわけではありません。しかし同時に、設立の時の理念を忘れることもまた正しくありません。

結論として私が言いたいのは、70年の理念を、家庭裁判所は振り返るべき時期にきているのではないかということです。

この話は去年出した本『家庭裁判所物語』（日本評論社、2018年）に、基本的に網羅しておりますので、ご興味があればぜひ読んでいただければと思います。

どうもありがとうございました。